

※整理番号														(表面)				
<p><b>(副) 安全運転管理者に関する届出書</b></p> <p>令和 5 年 4 月 2 日</p> <p>和歌山県公安委員会 殿</p> <p>ア 安全運転管理者を<b>選任</b><b>解任</b>したので 届出事項(イ、エ、カ、コ)を変更 届け出ます。</p> <p>イ 届出者 住所 <b>和歌山市西1番地</b> 氏名 <b>株式会社 和歌山</b> 支店長 <b>和歌山 太郎</b> 電話番号 <b>073-473-0110</b></p> <p>[法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び電話番号]</p>																		
ウ 選任年月日	令和5年4月1日			コ 使用 の 本 拠	名称	株式会社 和歌山												
エ 安全運転 管理者氏名	(ふりがな) わかやま いちろう 和歌山 一郎				位置	和歌山市西1番地												
オ 資 格	生年月日 昭和40年10月10日 (55歳)				業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 <b>9</b> 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他												
要 件	1 管理経験 1年以上	<b>2</b> 運転経験 3年以上	3 公安委員会 の認定															
カ 職務上の地位	営業部長			サ	乗 用	貨 物				大 型	小 型	大 型	普 通	計				
キ 安全運転管 理者が免許 を持っている 場合	免許の種類	大 一 普通 原付		大 型	中 型	準 中	普 通	軽	大 型	中 型	準 中	普 通	軽	大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計
	免許年月日	46.9.15	44.10.5	44.6.5														
	免許証番号	656923181290			2		4	4				5	6					21
ク 安全運転管理 者の勤務態様	勤 務	日勤 隔日 その他( )		シ	免 許 種 別	大 型	中 型	準 中	普 通	大 特	大 自	普 自	小 特	計				
ケ 安全 運転 管理 者 の 経 歴	勤 務 期 間	H30・4・1・至R5・3・31		一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	4	4		27	
	勤 務 所 名	株和歌山		職 名	係長			専 従	1	9		9					9	
備考	ス	解任年月日	令和5年3月31日			予 備												
	氏 名	和歌山 二郎			解 任 事 由	1 死亡 <b>2</b> 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他( )												
<p>(注) 1 記載要領は裏面を参照してください。</p> <p>2 副安全運転管理者の要件(施行規則第9条の9第2項)</p> <p>(1) 20歳以上の者であること。</p> <p>(2) 自動車の運転の管理実務経験が1年以上を有する者又は自動車の運転経験が3年以上若しくは公安委員会から自動車運転管理に関し、これらの者と同等以上の能力を有すると認定された者であること。</p> <p>(3) 公安委員会の命令により解任された者は、解任後2年を経過していること。</p> <p>(4) 救護義務違反、酒酔い運転等一定の違反行為をした者は、その後2年を経過していること。</p> <p>3 添付書類 選任届出のときは、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証の写し</p> <p>(2) 運転経歴又は安全運転管理経験等を証するもの</p> <p>(3) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行)</p>																		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 記 入 要 領

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 3 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 選択記入を求めている欄で、2以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 5 副安全運転管理者を解任後、直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、前副安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることができます。
- 6 副安全運転管理者の経歴欄には、運転管理の経験を有する場合に記入してください。
- 7 業種別欄を記入するときは、次の表を参照してください。

### 業 種 別 表

業 種 別	備 考
1 官公署	
2 公社公団等	現業、公庫及び官公立学校を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5 漁業	水産養殖業を含む。
6 鉱業	砂、砂利及び玉石の採取業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工事業及び設備工事業を含む。
8 製造業	
9 卸・小売業	百貨店を含む。
10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12 運輸業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通信業	放送業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治、労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16 その他	